「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給対象者への書類誤送付について

この度、「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給対象者への書類の送付に関して、誤って旧住所に168件送付したことが判明しましたので、公表いたします。

記

1 経 過 令和7年8月13日(水)に「定額減税調整給付金(不足額給付)」 支給対象者から、宛先が旧住所になっている「定額減税調整給付金 (不足額給付)」支給に関する郵便物が送付された」とコールセンタ ーに問い合わせがありました。

調査の結果、令和7年8月8日(金)に8,691件発送した「定額減税調整給付金(不足額給付)」支給に関する書類の内、誤って宛先を旧住所(令和7年1月1日現在)に発送してしまった件数が168件判明しました。

判明後、該当者への連絡や臨戸により発送物の回収対応を行い、令和7年8月27日(水)時点で142件確認いたしました。現在、確認できていない26件の対応にあたっております。

- 2 対 応 該当者の皆様に連絡を取り謝罪するとともに、発送物の回収等、 誠実に対応してまいります。
- 3 原 因 最新の住所で発送すべき通知を、委託業者が住民税の賦課期日で ある令和7年1月1日現在の住所で誤って発送してしまったことに よるものです。
- 4 再発防止策 今回の通知は、業者に委託し発送したものですが、今後は、発送 前に指示通りの宛先となっているかの確認を徹底することにより、 再発防止に努めてまいります。